

静岡県社会福祉審議会

1 根 拠

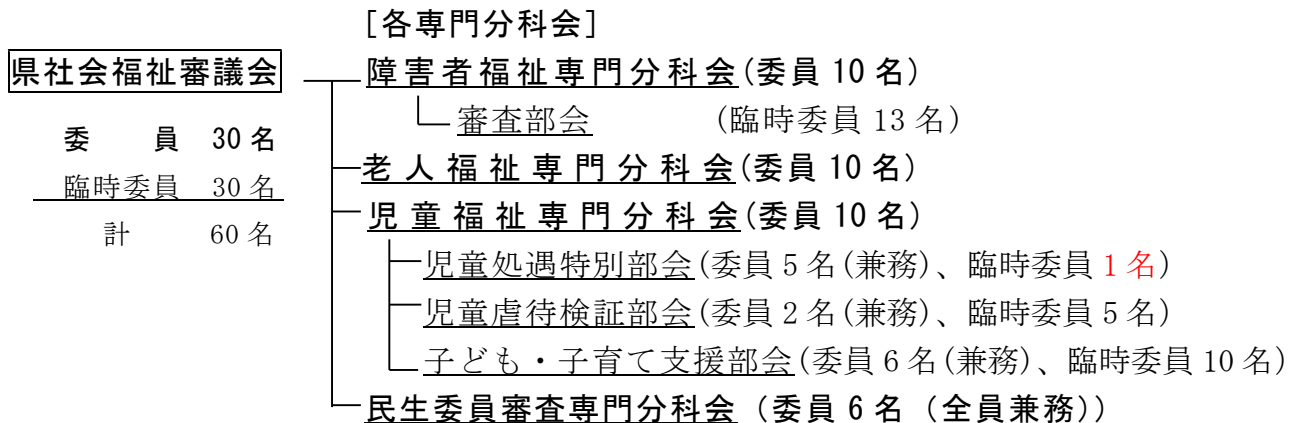
社会福祉法第7条第1項・静岡県社会福祉審議会条例（平成12年条例第10号）

2 概 要

『社会福祉審議会』は、社会福祉法に基づいて設置されるもので、都道府県、政令指定都市及び中核市に『地方社会福祉審議会』が置かれている。

『静岡県社会福祉審議会』は『地方社会福祉審議会』として県内の社会福祉に関する事項の調査、審議、答申等を行うため、昭和40年2月に設置され、下記分科会を設置し、個別の事項についてより専門的な審議を行っている。

3 組織と構成



4 審議内容

分科会等	審 議 内 容
全体会議	社会福祉に関する事項の調査、審議、条例（障害・老人・児童にかかるもの）の制定・改正等
障害者福祉専門分科会	心身障害者（児）の福祉に関する事項（個別計画策定、事業報告）等
審査部会	身体障害者福祉法による医師の指定等に関する審議 等
老人福祉専門分科会	老人福祉に関する事項（個別計画策定、計画進捗状況報告）等
児童福祉専門分科会	児童及び母子家庭等の福祉に関する事項（里親認定、各部会審議状況報告、個別計画策定、事業報告）等
児童処遇特別部会	児童相談所の措置等についての検討、意見具申 等
児童虐待検証部会	重大な虐待事例に関する調査研究及び検証 等
子ども・子育て支援部会	子ども・子育て支援事業支援計画の策定、変更に関する意見具申、並びに幼保連携型認定こども園の認可等の意見聴取 等
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項（定数規則に関する事項等）